

フォトコンテスト作品募集要項

（目的）

第1 但馬産松葉がにの魅力をもっと広く周知するとともに、但馬地域への誘客を促進し、地域全体の活性化を図る。

（募集内容）

第2 フォトコンテストで募集する写真の内容は、次のとおりとする。

- (1) 豊岡市、香美町、新温泉町内の宿泊施設や飲食店で提供されたズワイガニ（松葉ガニ・セコガニ）料理といっしょに写っている写真
- (2) 但馬産松葉がに（津居山かに、柴山かに、香住港まつばかに、浜坂産松葉がに；タグ付き）と風景、人物がともに写っている写真

（応募要件）

第3 フォトコンテストの応募要件は、次のとおりとする。

- (1) 写真は応募者本人が撮影した未発表、無加工の作品に限ります。なお、お一人何点でも応募できます
- (2) 人物が被写体の場合、投稿前に本人（被写体）の承諾を得ていること
- (3) 応募は日本国内在住者に限ります
- (4) 動画は審査の対象外です
- (5) 写真にはタイトルを付けて投稿してください。

（応募方法）

第4 フォトコンテストの応募方法は、次のいずれかとする。

(1) インスタグラム

Instagramをインストールし、スマートフォン、パソコンから但馬産松葉がに普及推進協議会（以下、「協議会」という。）公式アカウントをフォローした後、「#ひょうご但馬産松葉がに」をつけて投稿する。

(2) ホームページ

<https://tajima-matsubagani.wixsite.com/official> にアクセスし、News欄から応募する。

（募集期間）

第5 募集期間は令和6年4月30日（火）までとする。

（審査方法）

第6 審査は以下の基準に基づき主催関係者にて行う。

- (1) 但馬産松葉がにの魅力が伝わるものであるか。
- (2) 但馬へズワイガニを食べに行く、購入する意欲を高めるものであるか。
- (3) 視点、構図、バランス、ピント等の写真の基礎となる基準を満たしているか。
- (4) 撮影場所、被写体等が創意工夫されたものか。

(5) 応募要件を満たしているか。

(審査及び結果発表)

第7 審査は令和6年7月頃行う。

(注意事項)

第8 応募、審査にかかる注意事項を以下に定める。

- (1) 全ての応募作品の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は、但馬産松葉がに普及推進協議会に帰属するものとします
- (2) 個人情報（応募の確認、応募状況の集計、入賞者への通知、入賞作品の公表等以外）には使用しません。また、応募をもって個人情報の利用目的について同意したものとします
- (3) 入賞作品は、今後作成する印刷物や協議会が出展するイベント等での展示、SNS等の広報媒体に掲載する場合があります。なお、応募作品の使用にあたって、協議会からの連絡は行いません
- (4) インスタグラムのダイレクトメッセージ機能、電話、Eメール等により、応募作品に関する質問、連絡等を行う場合があります

(入賞者への連絡)

第9 入賞者には、インスタグラムのダイレクトメッセージ機能、電話、Eメール等により連絡します

(その他)

第10 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、令和5年10月1日から施行する。